

公 告 第 2 2 8 号
令和 7 年 2 月 1 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

標 準 報 酬 月 額 の 決 定 に つ い て

健康保険法第 3 7 条（任意継続被保険者）に適用する令和 6 年 9 月 3 0 日現在の
平均標準報酬月額は、3 1 4 , 5 2 8 円と決定しましたので標準報酬月額を下記の
とおり公告します。

記

標 準 報 酬 月 額	3 2 0 , 0 0 0 円
-------------	-----------------

以上